

## 答 申

### 第1 審査会の結論

実施機関は、非開示とした情報のうち、講師の法人名及び氏名、定款の一部、見学先、役員数、職員数、従業員数・事務局員数、決算時期並びに加入脱退組合員数を開示すべきである。

### 第2 諮問事案の概要

#### 1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成15年4月18日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号）による改正前の奈良県情報公開条例（平成8年3月奈良県条例第28号。以下「旧条例」という。）第5条の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「奈良県貨物運送事業（協）の平成10年～12年間の奈良県に提出した下記資料の全面的かつ一切について・上記年度間の決算報告書・事業報告書・資金調達計画書・資金収支計画書・組合収支計画・組合員の概要・全役員の名簿・労確法上に係る資料・高度化事業に係る資料」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

#### 2 実施機関の決定

平成15年5月2日、実施機関は、本件開示請求に対応する公文書として、「奈良県貨物運送事業協同組合（以下「本件組合」という。）の平成10年～12年間の奈良県に提出した労確法及び中小企業高度化事業上に係る資料（以下「本件公文書」という。）」を特定した上で、本件公文書のうち、別紙2の開示しないことと決定した部分を除いて開示する旨の公文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、開示しない理由を付して、異議申立人に通知した。

#### 3 異議申立て

異議申立人は、平成15年5月14日、本件決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定の取消しを求める異議申立てを行った。

#### 4 諮 問

平成15年5月22日、実施機関は旧条例第13条第1項の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てに係る諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

### 第3 異議申立人の主張要旨

## 1 異議申立ての趣旨

本来社会的要請を充分考慮し公平、公正に運用すべき除外規定を、特定団体及び関係者の私益を守るため、杓子定規に適用している。

## 2 異議申立ての理由

異議申立人が、異議申立書等において主張している異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

はじめに本件組合の性格について私達県民の認識を申し述べたい。

すなわち、本件組合は中小企業等協同組合法（以下、「中小組合法」という。）に基づき設立された公益法人であり、その行う事業活動は通常の営利法人の行う経営活動とは自ずと異なり、加盟組合員の支援指導等を行い、以て組合員企業の健全化を進め、引いては県民の利益に資することが使命であると考え。だからこそ国ならびに県からも多額の融資あるいは補助金が出されているのである。然りとすれば本件組合としては、事業内容はすべて公開するのは当然である。にもかかわらず県は何故か一方的に本件組合をベールに包み、条例の「非開示事項」をタテに取り、機械的、杓子定規に適用していることは断じて承服しがたい。公益の重みを何と考えているのか問いたい。

### (1) 定款の不開示事項について

本件組合の定款全58条のうち実に13項目に上っている。即ち、主要項目たる第1条目的、第8条組合員の資格に関する項目並びに第26条、第27条、第37条第2項、第43条第2項理事会の招集欄、第56条配当の方法欄等いずれも空白である。なかでも第1条の「目的」、第8条の「組合員資格」の2項目は組合設立の根幹にかかわる重要事項である。これらを秘匿するのは断じて納得しがたい。良識ある県民の認知は得られないであろう。実施機関は旧条例第10条3号、8号に恣意的にあてはめている。関係者の私益を守るためではないと強弁している。ならば県民の公益より組合益を優先させる根拠は何か。徒らに旧条例の除外理由を羅列するのみでなく具体的例証を示すべきである。

### (2) 役員会議事録について

民間の営利法人（株式会社等）とは異なり、国・県等の支援を受けている公益法人の義務として監督官庁たる実施機関へ提出しているものであり、本件組合運営の透明性について自信があるなら進んで開示すべきである。でなければ役員が恣意的に運営しているのではないかと疑われても仕方があるまい。

### (3) 一部開示の項目について

#### ア 人材確保推進員の氏名及び年令

各年度にわたって秘匿しているが何の理由があるのか、理解に苦しむ。開示して何処が個人の権利・利益を阻害するのか、何処が事業遂行を妨げるのか、それとも個人が識別されては都合が悪いのか全くの奇弁としか言いようがない。

イ 国・県・特殊法人以外の職氏名についても同様である。

ウ 理事長職氏名以外の職氏名及び社名について、どのような団体であれ役員名簿は作成している。部外秘にすべきものではない筈である。本件組合は理事長のみ登記されているが、これは法令上の条件である。役員名簿の開示云々とは関係ないこと

である。

エ その他の項目についても、非開示にせねばならぬ必然的理由があるのか、開示して著しく社会的不利益が生ずるというのか、例示せられたい。

(4) 結語

ア 中企第187号の理由説明書を通じて流れる実施機関の判断は本件組合の立場を最大限擁護しているかの様である。かくまで非開示あるいは一部開示の処分にこだわる理由は何か、本件組合の事業運営に問題があるのか、それとも国との連携上問題があるのか、私達県民としては疑念を抱かざるを得ない。

イ 非開示条項を文字通り機械的にあてはめた判断については全面的に拒否する。したがって、旧条例第10条2号・3号・8号各号の適用は不当である。

ウ 本件の対応のみでなく、過去の開示請求に対する回答は常に消極的で、時には誠意を欠いたことがあった。非開示条項の一字一句をタテに取り、頑なに態度をくずさない。行政情報の全面開示は時代の流れではないか、県民の行政に対する理解が深まるのが地方主権確立の一助となるのである。

エ それにつけてもかくまで事務当局がこだわるのは何故か。トップの考え方が消極的なのか。それとも職員の意識に問題があるのか。県民性に原因があるのか。いずれにしてもこの様な状態では「情報公開後進県」のそしりは免れまい。

#### 第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、理由説明書等において説明している本件決定の理由は、概ね次のとおりである。

1 本件公文書にかかる事務について

(1) 中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成3年法律第57号。以下「労確法」という。)に基づく改善計画の認定事務について

この事務は、労確法第4条第1項に基づき、本件組合から提出された、労働時間の短縮、福利厚生の実施、職場環境の改善及び教育訓練の実施等に関する改善計画について、国の基本指針に照らして適切であり、かつ、その内容、実施時期、資金の額及びその調達方法等が適切であると認められる場合に実施機関が認定するものである。

(2) 中小企業高度化事業について

中小企業高度化事業とは、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために共同施設の設置や工場団地の整備などを行う事業で、これに対し中小企業総合事業団と県とが協調して中小企業高度化資金を貸し付けて支援するものである。

平成4年度における本件組合への貸付においては、県内の組合員たる貨物運送事業者の資材、燃料、車両等の共同購入および実車効率化のための共同受注、配車システムの構築と併せて組合員および組合員企業従業員の研修の場として、利便性の高い地域に組合会館を建設することにより組合機能の強化を図ることを目的として貸し付けられたものである。

本件公文書のうち、「中小企業高度化事業運営状況報告書」とは、平成4年度において本件組合に対し貸し付けた中小企業高度化資金の債権管理と当該高度化事業の適正な運営指導を目的に、毎年1度、貸付対象施設の利用状況と貸付先の財務内容について報告を受けるものである。

「役員変更に伴う一部連帯保証人の入替契約」とは、当該貸付金貸付以降、現在まで当該貸付金連帯保証人であった組合役員が役員を退任することによる連帯保証人の脱退と、新たに役員となった者の当該貸付金連帯保証人の加入を奈良県と当該組合で契約したものである。

## 2 本件公文書について

### (1) 労確法に係る資料

#### ア 旧条例第10条第2号の該当性について

「人材確保推進員氏名及び年齢」、「国、県、特殊法人以外の職氏名」、「理事長職氏名以外の職氏名及び社名」、「講師の法人名及び氏名」については、個人に関する情報であって特定の個人が識別され又はされ得る情報である。また、中小組合法第83条第2項において、組合の設立の登記には、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登記することになっており、理事長以外の役員の職氏名については登記されていない。従って、旧条例第10条第2号ただし書きに規定する「法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」には該当しない。

また、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報」であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないと判断し、非開示とした。

#### イ 旧条例第10条第3号の該当性について

「役職員数」、「事業報告書、収支決算書」及び「定款の一部」は、労確法施行規則第1条第2項に基づき、改善計画の認定申請に添付されているもので、これらの書類には、本件組合の運営方針、財政状況、人事等に関する情報が詳細に記載されており、また、中小組合法第39条及び第40条により、組合員及び組合の債権者は理事に対し閲覧又は謄写を求めるとされていることから本件組合の内部管理に関する情報と認められる。

さらに、運送業界においても物流の広域化・多様化が進むなか、他府県業者との競争も激化しており、これらの情報を開示すると本件組合の規模、運営方針、活動上のノウハウなどが明らかとなり、本件組合の自主的な活動が阻害されるおそれがあり、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

したがって、これらの情報が記載されている他の公文書についても併せて非開示とした。

「構成中小企業者の名称及び構成中小企業者の代表者氏名」については、組合員ではあるが、組合とは異なる法人格の情報であり、また、先に述べたように中小組合法の規定により、登記されていない情報であることから本件組合の内部管理に関する情報であると認められる。

これらの情報が公になると、組合員の住所を併せて調査されることにより、本件組合の事業活動範囲が特定され、事業活動基盤の弱い地域に他の競争者の進出を許すなど、他の同業者及び同業協同組合等との競争力に悪影響を与え、本件組合及び各組合員の自主的な活動が阻害されるおそれがあり、競争上または事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

また、旧条例第10条第3号ただし書きに規定する「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「これらに準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないと判断し、非開示とした。

#### ウ 旧条例第10条第8号の該当性について

「奈良県中小企業労働力確保事務連絡会議」、「認定に関する国への協議」、「認定」は、県又は国等が行う事務事業に関する情報であって、旧条例第10条第2号又は第3号に該当する情報を開示することにより、当該事業に係る情報の提供が受けられなくなる等関係当事者間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれるおそれがあると判断し、非開示とした。

「中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書(写)」、「第1種中小企業人材確保推進事業実施計画書」、「中小企業人材確保推進事業連絡会議」は、国の所管に係る特殊法人である雇用・能力開発機構(以下「開発機構」という。)から、実施機関が行う労確法に係る事務事業を円滑に進めるために提供された情報であって、旧条例第10条第2号又は第3号に該当する情報を実施機関が開示すれば、開発機構における事務の支障となるため、開発機構から事業に関する情報が得られなくなることから、実施機関と開発機構間の信頼関係若しくは協力関係が損なわれるおそれがあると判断し、非開示とした。

### (2) 中小企業高度化事業上に係る資料

#### ア 旧条例第10条第2号の該当性について

「記入者の住所、氏名、電話番号」、「専務・局長名」、「連帯保証人の住所、氏名、職業、印影及び印鑑証明書」は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報である。

また、中小組合法第83条第2項において、組合の設立の登記には、代表権を有する者の氏名、住所及び資格を登記することになっており、理事長以外の役員の職氏名については登記されていない。したがって、旧条例第10条第2号ただし書きに規定する「法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」には該当しない。

また、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報」であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該

当しないと判断し、非開示とした。

さらに、中小企業高度化資金に対する個人としての連帯保証債務の状況は、公開されることなく保護される情報であると考えられる。

#### イ 旧条例第10条第3号の該当性について

「役員数、従業員数・事務局員数」は当該組合の人事に関する情報で本件組合の内部管理に関する情報である。これらを公にすることにより、既に開示されている組合員数と併せると、組合規模に対する組合の運営体制が読み取れるなど、本件組合の運営ノウハウが明らかとなり、他の同業者及び同業協同組合等との競争に悪影響を与えることが危惧される。

「1組合員最高出資額、高度化資金借入残高、決算時期、売上高、税引後利益＋減価償却費、総借入残高、事業報告書、収支決算書、貸付残高」は、本件組合の経営状況及び財政状況に関する具体的内容が詳細に記載されており、また、事業報告書については当該年度の運営結果が詳細に記載されている。これらの情報については、中小組合法第39条及び第40条により、組合員及び組合の債権者は理事に対し、閲覧または謄写を求めることができることとされていることから、本件組合の内部管理に関する情報であると認められる。実施機関としても中小企業高度化資金を貸し付けた債権者という立場から、貸付先の経営不振等に対し早期に支援策等が講じられるよう、また、適正な債権管理を行う上で徴求しているものである。これらの情報が公になると、本件組合の経営成績、資金力などが明らかとなり、自主的な運営に支障が生じるおそれがある。また、取引先、借入先、取引銀行などが明らかとなり、それらへの社会的信用が損なわれる可能性もある。

「組合員名、加入脱退組合員数、加入脱退組合員名」は、本件組合の構成に関する内部管理に関する情報であると認められる。これを公にすると、組合員の住所を併せて調査されることにより、本件組合の事業活動範囲が特定され、事業活動基盤の弱い地域に他の競争者の進出を許すなど、他の同業者及び同業協同組合等との競争力に悪影響を与えることが危惧される。

また、「印鑑証明書の付された印影」及び「議事録」については、元来内部的に管理すべき情報であるとして非開示とした。

以上のことに加え、旧条例第10条第3号ただし書きに規定する「事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生ずるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「これらに準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないと判断したため、これらの項目については非開示とした。

#### ウ 旧条例第10条第8号の該当性について

「記入者の住所、氏名、電話番号」、「専務・局長名」、「連帯保証人住所・職業・氏名・印影」、「連帯保証人印鑑証明書」、「役員数、従業員数・事務局員数、

1 組合員最高出資額、高度化資金借入残高」、「決算時期、売上高、税引後利益 + 減価償却費、総借入残高」、「組合員名」、「加入組合員数、加入組合員名、脱退組合員数、脱退組合員名」、「事業報告書・収支決算書」、「組合印影、貸付残高」、「役員会議事録」、「組合印鑑証明書」は、先にも述べたとおり、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るための事業に対し貸し付けた中小企業高度化資金の、適正な債権管理と当該高度化事業の適正な運営指導を目的に得たものである。旧条例第10条第2号若しくは第3号にも該当するとして非開示としたこれらの情報が公になると、今後、情報提供が得られなくなるなど、債務者との協力関係が損なわれ、実施機関は債権者として貸付金の適正な債権管理に支障をきたすおそれがあり、適正な運営指導を行うことにも支障をきたすおそれがある。

### 3 まとめ

以上のことから一部開示決定としたところであり、異議申立人がその理由として主張している特定団体及び関係者の私益を守るために杓子定規に適用し、県民の公益を無視し情報公開の本質に反した処分にはあたらないと考える。

さらに、景気の低迷や失業率の増加など中小企業を取り巻く環境が厳しい中、経営体質の改善、環境変化への対応を図るため、将来中小企業高度化事業の実施を希望する中小企業者や労働時間の短縮、職場環境の改善等を通じて労働力を確保するため、将来中小企業人材確保推進事業の実施を希望する組合が、本件非開示部分の情報が公にされることを理由に事業実施を差し控える状況等が発生すれば、県の中小企業の振興・発展に資する施策に支障をきたすおそれもある。

## 第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

### 1 基本的な考え方

旧条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の公文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この公文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、第10条の規定が置かれていることから明らかなように、この権利と請求された公文書に情報が記録されている個人又は法人その他の団体の権利利益及び公益との調和を図る必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件公文書が、第10条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

### 2 本件公文書について

本件公文書は、労確法第4条第3項に基づき、実施機関が認定した改善計画に沿

って事業を実施する本件組合に対して、開発機構が助成金を交付しており、その交付に際して改善計画の認定権者である実施機関に提出された実施状況等書類、及び、中小企業者が共同して経営体質の改善、環境変化への対応を図るために共同施設の設置や工場団地の整備などを行う中小企業高度化事業があり、本件組合に対し中小企業総合事業団と実施機関とが協調して中小企業高度化資金を貸付け支援した関係書類である。

### 3 旧条例第10条第2号該当性について

#### (1) 旧条例第10条第2号本文について

旧条例第10条第2号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が記録されている公文書については、基本的人権を尊重し、個人の尊厳を守る立場から、個人のプライバシーを最大限保護するため、実施機関は、当該情報が記録された公文書の開示をしないことができると規定しており、広く個人に関する情報について、特定の個人が識別され得る情報を非開示としている。

すなわち、本号にいう「個人に関する情報」とは、氏名、住所のほか、思想、信条、信仰、職業、資格、学歴、収入、資産等、個人に関する一切の情報をいい、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」とは、特定の個人が明らかに識別され、又は識別され得る可能性がある場合をいうものである。

実施機関は、本件公文書のうち、人材確保推進員氏名及び年齢等が旧条例第10条第2号に該当するとしているので、これらの情報が本号に該当するか、以下検討する。

「人材確保推進員氏名及び年齢」、「国、県、特殊法人以外の職氏名」、「理事長職氏名以外の職氏名及び社名」、「記入者の住所、氏名、電話番号」、「連帯保証人の住所、氏名、職業、印影及び印鑑証明書」、「専務・局長名」及び「講師の法人名及び氏名」は、いずれも特定の個人が識別される情報である。

#### (2) 旧条例第10条第2号ただし書について

本号ただし書は、「ア 法令等の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「イ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「ウ 法令等の規定による許可、免許、届出等の際に実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれかに該当する情報については、開示できると定めている。

実施機関が非開示とした情報は、「講師の法人名及び氏名」を除いて、いずれもただし書に該当しないことが明らかである。

しかし、「講師の法人名及び氏名」は、講演において講師名は明らかにして行うのが通常であり、講師の所属法人名についても特段これを非開示とすべき事情を認めることもできず、ただし書イに該当すると認められる。

#### (3) まとめ



したがって、これらの情報は、「講師の法人名及び氏名」を除いて、旧条例第10条第2号に該当する。

#### 4 旧条例第10条第3号該当性について

##### (1) 旧条例第10条第3号本文について

旧条例第10条第3号本文は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、法人等及び事業を営む個人の事業活動の自由を原則として保障しようとする趣旨から、実施機関は当該情報が記録された公文書の開示をしないことができる」と規定している。

したがって、本号本文に該当するためには、本文の「法人等に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報」であること及び「開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上又は事業運営上の地位、社会的信用その他正当な利益が損なわれると認められるもの」に該当することが必要である。

実施機関は、「事業報告書、収支決算書」、「定款の一部」、「組合構成企業名称及び代表者氏名」、「見学先」、「役員数、職員数、従業員数・事務局員数」、「1組合員最高出資額、高度化資金借入残高」、「決算時期」、「売上高、税引後利益＋減価償却費、総借入残高」、「加入脱退組合員名」、「加入脱退組合員数」、「貸付残高」、「組合印影、組合印鑑証明書」、「役員会議事録」の各情報について、本号に該当するとして、これらの情報を非開示としているので、まず本件組合の性質を明らかにした上で、以下個別に検討する。

本件組合は、中小組合法に基づいて設立された法人であり、「組合はそれ自体営利を目的とするものではないが、1つの経済主体として外面的にたちあられるところでは、それは会社その他の企業体と変わるところがない。（新版 中小企業等協同組合法及び中小企業団体組織法の解説p2）」、「組合は自己の名前と自己の計算において、購買、販売、保管、運送、加工、金融などの営利事業をなすことが許され、これによって実質的に組合員の利益を図ることを目標としており、少なくともその外部的活動においては、営利法人とほとんど異なる点で、営利法人的性質を有している。（同 p5）」とされる。すなわち、その性質は組合員相互の互助組織であるとともに、それ自体で営利活動を行うことのできる、いわば営利法人に近い中間的な法人であると位置づけられる。

実施機関が非開示としたこれらの情報は、いずれも本件組合の人事、組織、事業活動内容及び財務に関する情報であり、法人に関する情報と認められる。

まず、事業報告書、収支決算書は、組合の事業活動の内容やそれを金銭面からみた情報が記載されており、また、1組合員最高出資額、高度化資金借入残高、貸付残高、売上高、税引後利益＋減価償却費、総借入残高は本件組合運営上の営業経理に関する

詳細な情報である。これらは分析することにより、本件組合の経営の健全性、経営効率及び債務返済能力等、本件組合の経営状況を明確に把握できる情報である。よってこれらの情報は法人の内部管理情報であり、これらが公にされれば本件組合の事業活動が損なわれるなど、本件組合の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

組合構成企業名称、代表者氏名、加入脱退組合員名は、組合に加入して事業展開していくか否かを含めた各構成企業の事業活動方針に関わる情報であり、これらが公にされれば、本件組合構成企業の事業運営上の地位その他正当な利益が損なわれると認められる。

役員会議事録は、総会に諮るべき事項の役員間における事前調整及び役員委任事項について協議した内容であり、通常これらの情報を公表することは予定されておらず、内部的に管理すべき情報であると認められる。

印鑑登録制度において、印鑑証明書は何人でも取得することはできないため、内部管理情報であると認められ、印鑑証明書で証明される印影もまた同様に内部管理情報である。よって、当該印影及び印鑑証明書を公にすることにより、本件組合の正当な利益が損なわれると認められる。

定款は本件組合の運営の基本方針を定めたものであり、中小組合法第27条第1項により設立総会開催に際して、定款を公告することが義務づけられているため、内部的に管理すべき情報とは認められない。

見学先は、これを公にしても本件組合の事業活動の詳細等が明らかになる等の正当な利益が損なわれるとは認められず、また、役員数、職員数、従業員数・事務局員数、加入脱退組合員数の各種員数については単に数値だけであることから、実施機関の主張するような運営のノウハウに該当するとは認められない。

また、決算時期については、定款中に明らかであり、それが公表すべき情報であると判断されることから内部的に管理すべき情報とは認められない。

## (2) 旧条例第10条第3号ただし書について

本号ただし書についてであるが、本件組合の正当な利益が損なわれると認められない定款の一部、見学先、役員数、職員数、従業員数・事務局員数、加入脱退組合員数、決算時期以外の情報は、当該法人が事業活動を行う上での重要な経理等の内部管理に関する情報であり、「ア 事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある危害から人の生命、身体又は健康を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」ではないし、「イ 違法又は不当な事業活動によって生じ、又は生じるおそれがある支障から人の財産又は生活を保護するために、開示することが必要であると認められる情報」、「ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」にも当たらないことは明白であり、本号ただし書のいずれにも該当しない。

## (3) まとめ

従って、定款の一部、見学先、役員数、職員数、従業員数・事務局員数、決算時

期及び加入脱退組合員数以外の情報は、旧条例第10条第3号に該当する。

#### 5 旧条例第10条第8号該当性について

実施機関が旧条例第10条第8号に基づき非開示とした理由は、当該情報が同条第2号又は第3号に該当するような情報であるため、これらを開示することにより開発機構との信頼協力関係が損なわれるおそれや、高度化資金の債務者との協力関係が損なわれるおそれが生じるためとしている。

しかし、既に判断したように同条第2号又は第3号に該当しない情報については、実施機関が非開示とした前提条件を欠くことになり、同条第8号に該当するとはいえない。

#### 6 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

#### 第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は別紙1のとおりである。

(別紙1)

審査会の審査経過

年 月 日	審 査 経 過
平成15年 5月22日	・ 実施機関から諮問を受けた。
平成15年 7月 8日	・ 実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成15年 8月15日	・ 異議申立人から意見書の提出を受けた。
平成15年10月 1日 (第78回審査会)	・ 実施機関から非開示理由等を聴取した。 ・ 異議申立人から意見等を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成15年11月 5日 (第79回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成15年12月 3日 (第80回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 1月 7日 (第81回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 2月 4日 (第82回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 3月 3日 (第83回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 4月 7日 (第84回審査会)	・ 事案の審議を行った。
平成16年 6月 2日 (第85回審査会)	・ 答申案のとりまとめを行った。
平成16年 7月30日	・ 実施機関に対して答申を行った。

## 別紙2

## 非開示情報一覧

(労確法関係)

対象公文書名	非開示項目	非開示理由
奈良県中小企業労働力確保事務連絡会議		
出席者名簿	国、県、特殊法人以外の職氏名	2号8号
改善計画認定申請書	役職員数	3号
中小企業労働力確保法の認定に関する協議について		
改善計画認定申請書(写)	役職員数	3号
添付資料	平成7～9年度事業報告書及び収支決算書	3号 8号
添付資料(定款)	第1条、第8条、第24条、第25条、第26条、第27条、第37条、第43条、第50条及び第56条	3号 8号
添付資料(構成中小企業者の概要及び取り組む改善事業の項目)	構成中小企業者の名称 構成中小企業者の代表者氏名	3号 8号
中小企業労働力確保法に基づく改善計画の認定について		
改善計画認定申請書	役職員数	3号
添付資料	平成7～9年度事業報告書及び収支決算書	3号 8号
添付資料(定款)	第1条、第8条、第24条、第25条、第26条、第27条、第37条、第43条、第50条及び第56条	3号 8号
添付資料(構成中小企業者の概要及び取り組む改善事業の項目)	構成中小企業者の名称 構成中小企業者の代表者氏名	3号 8号

平成11年度中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定について		
中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書(写)(組合雇用促進事業団)	人材確保推進員氏名及び年齢	2号
役員名簿	理事長職氏名以外の職氏名及び社名	2号3号 8号
平成11年度第1種中小企業人材確保推進事業実施計画書	人材確保推進員氏名及び年齢	2号 8号
平成12年度中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定について		
中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書(写)(組合雇用促進事業団)	人材確保推進員氏名及び年齢	2号 8号
平成12年度第1種中小企業人材確保推進事業実施計画書	人材確保推進員氏名及び年齢	2号 8号
人材確保検討委員会委員名簿	理事長職氏名以外の氏名及び社名	2号3号 8号
平成11年度第1回中小企業人材確保推進事業連絡会議		
出席者名簿	国、県、特殊法人以外の職氏名	2号8号
中小企業人材確保推進事業計画概要	人材確保推進員氏名	2号8号
改善計画認定申請書	役職員数	3号
平成12年度第1回中小企業人材確保推進事業連絡会議		
出席者名簿	国、県、特殊法人以外の職氏名	2号8号
中小企業人材確保推進事業計画概要	人材確保推進員氏名	2号8号
第1種中小企業人材確保推進事業助成金受給資格認定申請書	人材確保推進員氏名及び年齢	2号8号
平成12年度第1種中小企業人材確保推進事業実施計画書	人材確保推進員氏名	2号8号
人材確保検討委員会委員名簿	理事長職氏名以外の氏名及び社名	2号3号 8号
平成12年度第2回中小企業人材確保推進事業連絡会議		
出席者名簿	国、県、特殊法人以外の職氏名	2号8号
中小企業人材確保推進事業実施状況	講師の法人名及び氏名 人材確保推進員氏名 見学先	2号8号 2号8号 3号

(中小企業高度化資金関係)

平成10年度「利用状況報告」について

対象公文書名	非開示項目	非開示理由の 条例等
中小企業高度化事業運営状況報告書 組合の現状	記入者の住所氏名電話番号、役員数、 従業員数・事務局員数、1組合員最高 出資額、高度化資金借入残高	
1 経営状況	決算時期、売上高、税引後利益+減価 償却費、総借入残高、	
2 貸付対象施設の利用状況	決算時期、組合員名	
3 組合員の加入・脱退状況	加入組合員数、加入組合員名、脱退組 合員数、脱退組合員名	
添付書類 (直近の決算報告書及び事業報告書)	平成9年度事業報告書・平成9年度収 支決算書	

平成11年度「利用状況報告」について

対象公文書名	非開示項目	非開示理由の 条例等
中小企業高度化事業運営状況報告書 組合の現状	記入者の住所氏名電話番号、役員数、 従業員数・事務局員数、専務・局長名、 1組合員最高出資額、高度化資金借入 残高	
1 経営状況	決算時期、売上高、税引後利益+減価 償却費、総借入残高、	
2 貸付対象施設の利用状況	決算時期、組合員名	
3 組合員の加入・脱退状況	加入組合員数、加入組合員名、脱退組 合員数、脱退組合員名	
添付書類 (直近の決算報告書及び事業報告書)	平成10年度事業報告書・平成10年 度収支決算書	

平成12年度「利用状況報告」について

対象公文書名	非開示項目	非開示理由の 条例等
中小企業高度化事業運営状況報告書 組合の現状	記入者の住所氏名電話番号、従業員数・事務局員数、専務・局長名、1組合員最高出資額、高度化資金借入残高	
〃 1 経営状況	決算時期、売上高、税引後利益+減価償却費、総借入残高、	
〃 2 貸付対象施設の利用状況	決算時期、組合員名	
〃 3 組合員の加入・脱退状況	加入組合員数、加入組合員名、脱退組合員数、脱退組合員名	
添付書類 (直近の決算報告書及び事業報告書)	平成11年度事業報告書・平成11年度収支決算書	

平成12年度「役員変更に伴う一部連帯保証人の入れ替え」について

対象公文書名	非開示項目	非開示理由の 条例等
委任状および連帯保証人入替契約	新規加入連帯保証人名、組合印影、(加入)連帯保証人住所・職業・氏名・印影、連帯保証人名、貸付残高、脱退連帯保証人名、加入連帯保証人名	
役員変更に伴う連帯保証人の入れ替え 変更届けについて	脱退連帯保証人名、新たな連帯保証人名	
役員会議事録	役員会議事録	
連帯保証承諾書	住所、氏名、印影、貸付残高	
組合印鑑証明書	組合印鑑証明書	
連帯保証人印鑑証明書	連帯保証人印鑑証明書	



(参 考)

奈良県情報公開審査会委員名簿

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いけだ としお 池田 敏雄	関西大学教授（行政法）	会 長
さとう こういち 佐藤 公一	弁 護 士	会 長 代 理
さわにし やすちか 澤西 康允	元産業経済新聞大阪本社奈良支局長	
まつむら けいこ 松村 佳子	奈良教育大学教授（理科教育）	
わたなべ まさる 渡辺 賢	帝塚山大学教授（行政法）	

(平成16年7月30日現在)